

秘密表示(朱印)
秘

部数指示	発信用	執務用	備考
主信	1		
付			
属	42		

秘
無期貼

發送日	昭和49年11月14日
処理日	
発指	タイプ
	校査

文電課

公 信 案

(分類)

公作 番号	亜北 2394	公信 日付	昭和49年11月14日
大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	正官 アジア局長 次長 参事官 北原正弥 課長	起案	昭和49年11月13日
		起案者	宮下 2415

協設先

秘密指定解除
公文書監理室

受信者	韓、従軍大使	発信者	木村大尺
写送付先	釜山郵政 11/26	(希望発送日)	11月13日
件名	旧軍人・軍属等韓国人道吊の引渡し問題		
	14 17		

GA-2

外務省

回覧番号

亜北第2394号

昭和49年11月14日

在大韓民國大使殿

外務大臣

(件名)

日軍人・軍属等韓国人遺骨の引渡し問題

引用公・電信
日付・番号

10月28日付 往信 ^亜北第2255号

13日 在日韓国大使館李一等書記官 ¹¹外
北東アレス課長を来訪、本国よりの訓令に
よるとして以下のとおり申し越した。と
可也。

(※印は文書誤記入)

※ 付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

1. 日本側で確認された結果 遺族への引渡しが可能と判断された 835柱については、日本側お中し(越)の通り奉還後は問題が生じても韓国政府に責任をとるとの条件で遺骨を引受けたい。

2. 日本側で確認できなかった 113柱については、現在 保険社会部で確認作業を行っており、確認できるとついでに出た場合には日本側に逐次通報する

につき 前記 1. と同様に処理して欲しい。
 3. 韓国政府としては、^{韓国出身の} 軍人・軍属の遺骨は一括して引渡されるべきであるとの原則的主場を変更するものではない。~~と~~、今後日本側で確認された遺骨については前例としないとの了解のもとで引受け

—秘— 3

こと(切出)に(遺骨全部)ついては、前記1.及び2.の内
 確認された遺骨をとりまとめて韓国側
 へ奉還するたのの準備をとり進めて欲しい
 奉還の期日については、韓国側へ祭祀
 を行なう都合もあり、日韓両国で事前打ち
 合せも行なうこと。(この点につき書記
 官は、本国政府は国内事情から奉還日の
 公表を5日前に行ないたいと考えている
 こと(すれにせよこの案について)と
 した旨付言したため、訓令の意味不明確
 につき公表問題については本国へ照会
 の上改めて通報すると述べた。

4. 奉還場所は釜山空港を希望して
 (は日本政府が責任を持つこと)
 あり、同空港まで航空便で輸送し、
 (の政府関係)
~~日本政府~~ 高位者が輸送責任者と
 して同行して欲しい。また奉還に先

—秘— 4

また、日本政府が慰霊祭を行なうに際

し、

5. 1971年11月12又46柱が奉還された

際、

遺族の物議をためし問題となった。

今年奉還される遺骨はソウル及び釜山

郊外の霊園に安葬されたことによるが

その費用は日本円で1件につき10^{万円} ^{特別}

12.3万円かかる